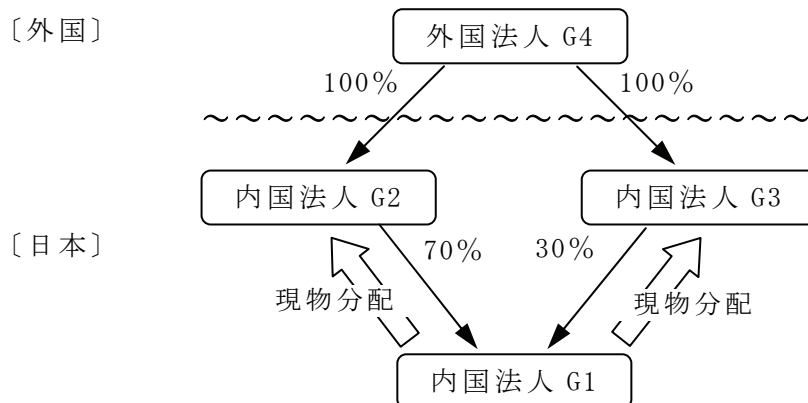


問 14 完全支配関係が外国法人によるものである場合の現物分配

問 当グループの株式の保有関係は下図のとおりであり、G 1 から G 4 までの各法人（いずれも普通法人）の間には完全支配関係がありますが、G 1 と G 2 との間又は G 1 と G 3 との間の完全支配関係は外国法人 G 4 によるものとなっています。G 1 がグループ内の他の内国法人である G 2 及び G 3 に対して、現物分配により資産を移転した場合に、G 1 の課税関係はどうなりますか。

(図)



答 お尋ねの現物分配は適格現物分配に該当しますから、G 1 が行った G 2 及び G 3 に対する現物分配による資産の移転は、その適格現物分配の直前の G 1 における当該資産の帳簿価額により譲渡したものとして所得の金額を計算することとなります。

【解説】

1 平成 22 年度の税制改正前において、法人が剰余金の配当又は利益の配当として金銭以外の資産を移転した場合には、無償による資産の譲渡に該当し、当該資産の譲渡益又は譲渡損の額は益金の額又は損金の額に算入することとされていました。

平成 22 年度の税制改正により、現物分配が組織再編成の一形態として位置付けられ、適格現物分配の場合、内国法人が被現物分配法人（現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいいます。）にその有する資産の移転をしたときには、その被現物分配法人に移転をした資産のその適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして所得の金額を計算することとされました。

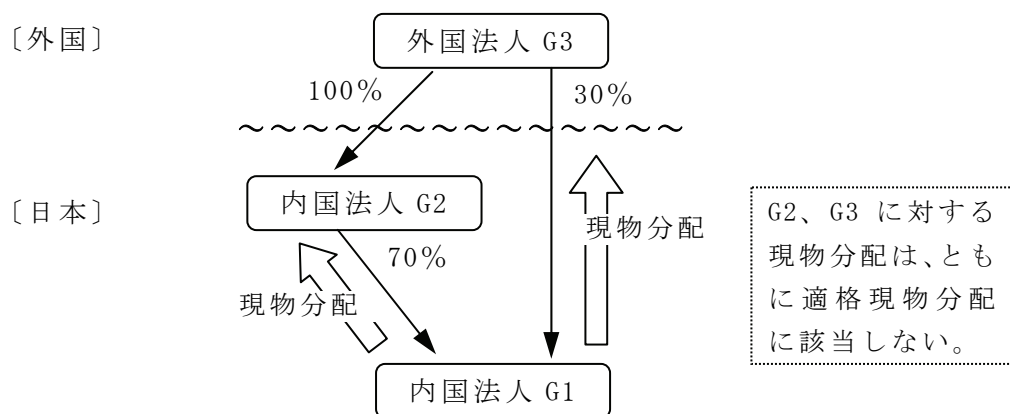
2 この現物分配とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）がその株主等に対し当該法人の剰余金の配当などの一定の事由により金銭以外の資産を交付することと定義されています。また、適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人（現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいいます。）とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限りません。）のみであるものをいうと定義されています。

このように、適格現物分配の定義上、完全支配関係がある現物分配法人と被現物分配法人がともに一定の内国法人であれば足りることから、お尋ねのように、内国法人である現物分配法人 G 1 と他の内国法人である被現物分配法人 G 2 及び G 3 との間の完全支配関係がいずれも外国法人 G 4 によるものであったとしても、その外国法人 G

4が現物分配の当事者でなければ、適格現物分配に該当するかどうかの判定に影響はありません。

3 したがって、下図のように、内国法人G1の行った現物分配における被現物分配法人が複数ある場合において、その被現物分配法人の中に外国法人（G3）が含まれるときには、その現物分配全体が適格現物分配に該当しないことになります。

(図)



【適用関係】

上記の措置は、平成 22 年 10 月 1 日以後に現物分配（残余財産の分配にあつては、同日以後の解散によるものに限ります。）が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

【関係法令】

法 2 十二の六、十二の六の二、十二の十五、22②、62 の 5 ③
改正法附則 10②